

広島県告示第五百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和六年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団大貫内科医院 訪問看護ステーションゆさ か	竹原市西野町一九二五番地七 竹原市西野町榎ヶ坪一八四番地	令和六年三月三十一日 令和六年三月三十一日
J A 福山市訪問看護ステーションたんぼぼ	府中市鵜飼町四六六番地の一	令和六年三月三十一日
竹仁診療所	五 東広島市福富町下竹仁五〇四番地	令和六年三月三十一日